

介養協第 99 号
令和 7 年 12 月 18 日

厚生労働省人材開発統括官
宮本悦子様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

会長 澤田 豊

離職者訓練制度の継続・恒久化等について(要望)

介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会(以下、「協会」という。)、及び協会会員の介護福祉士養成施設(以下、「養成校」という。)は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実を図るなど最大限の努力を続けています。

しかしながら、協会の調査によると当協会会員校への離職者訓練委託による受入人数は年々減少し、平成 26 年度に 1,911 人であったものが令和 7 年度は 349 人となっております。

国は、第 9 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護職員の必要数を集計したところ、令和 4 年度の介護職員数から更に、令和 8 年度で約 25 万人、令和 22 年度で約 57 万人の介護職員を必要とするとされ、介護人材確保のため様々な施策を講じており、介護福祉士をその中核的役割を担う人材と位置付け質の向上を図るとされています。離職者訓練委託により受入れた方々についてもその役割を担う質の高い介護福祉士として養成し、評価を頂いているところですので、下記の要望事項について積極的な対応をお願いするものです。

記

1. 離職者訓練制度の継続・恒久化について

この訓練(委託訓練)制度で学ぶ者の殆どが取得した資格を生かし介護福祉士として就労しており、施設運営及び雇用政策の上でも欠かせないものであることから、今後も制度の継続及び恒久化をお願いいたします。

コロナ禍以降において、雇用保険財政が厳しいことは承知しておりますが、産業をまたいだ労働移動促進、介護業界の更なる人材確保の観点から、制度を利用できる人数の予算枠の増加をお願いいたします。

2. 平成 31 年 1 月改正の「委託訓練実施要領」に基づく養成校への入学の奨励について

平成 31 年 1 月 18 日付で、「委託訓練実施要領」が改正(平成 31 年 4 月 1 日施行)

され、「長期高度人材育成コース」のうち、介護福祉士及び保育士の養成課程を活用するコースでは、「概ね45歳未満のもの」、「長期間離職している女性等」の規制を取り外すこととされました。これに基づき、ハローワークの窓口では養成校への入学を強力に奨励するようご指導方お願いいたします。

また、ハローワークでの募集開始時期が地域により異なっているので、早期にすべての箇所での募集開始できるよう指導方お願いいたします。

－以上－